

中京大学知的財産ポリシー

1 目的

中京大学は、知的財産の創出と活用を積極的に推進するために「中京大学知的財産ポリシー」を定めます。本ポリシーにより、産官学等の連携活動から得られた成果を新たな研究の源泉とした知的創造サイクルを円滑に機能させ、グローバルな視点で知的財産を効果的に創出、保護、管理および活用するための基本的な考え方を明らかにします。

知的財産管理に関する手続き等については別途定めます。

2 適用対象者

本ポリシーの対象者（以下、「教職員等」といいます）は、次のとおりです。

- ① 本学の専任教職員
- ② 本学と雇用契約を交わした者
- ③ 本学と発明にかかわる契約を交わした者

3 対象とする知的財産

本ポリシーが対象とする知的財産は、次のとおりです。

- ① 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案（以下、「発明等」といいます）
- ② 意匠権の対象となる意匠、商標権の対象となる商標
- ③ 回路配置利用権の対象となる回路配置
- ④ 著作権の対象となるプログラム及びデータベース
- ⑤ 研究成果としての成果有体物
- ⑥ ノウハウを使用する権利の対象となる案出

4 知的財産化することの効果

（1）発明等の知的財産を権利化することにより以下の効果があります。

- ① 社会における成果の活用・実現による社会貢献
- ② 研究成果を社会に明示することによる大学の評価向上
- ③ 実施料などの還元による研究資金の確保
- ④ 研究成果の実用化による新たな研究課題等の把握

（2）梅村学園（以下、「学園」といいます）は、（1）の考えに基づき、知的財産のうち権利として保護される価値を有するものを積極的に権利化することとします。また、教職員等はこの権利化に協力します。

5 知的財産の帰属・承継

教職員等が本学の資金、施設、設備などを使用し、業務の範囲で職務として行った研究等（過去に行ったものも含まれます）から創出された発明等は職務発明とします。職務発明に係る権利は、原則として学園が承継します。

ただし、発明等を学園が承継しない場合は、教職員等に帰属させることがあります。

6 知的財産の管理等

(1) 教職員等が知的財産に該当すると思われる発明等を行った場合は、速やかに学園に届出し、職務発明の認定および権利の承継の決定を得ることとします。

(2) 学園は、承継し、帰属することとなった知的財産の取り扱い（出願、権利化、維持、放棄、譲渡等）に係る費用を負担することとします。

(3) 学園は、発明者等から発明に係る権利を承継し出願した場合には、発明者等に補償金を支払うこととします。また、学園が知的財産の活用から収入を得た場合は、研究活動をさらに活性化することを目的として、発明者等に適切に分配します。

(4) 本学は、研究活動から得られた知的財産の4(1)に示す効果をグローバルな視点で最大限に生かし、社会貢献することを基本観点として有効な活用を図ります。

7 学外交流（共同研究、受託研究など）に伴う知的財産

共同研究・受託研究など学外交流に伴って創出された知的財産は、原則として寄与度に応じて権利の持分を決定します。

8 学生等が創出した知的財産の取り扱い

学生等が創出した知的財産に係る権利は、原則として学生等個人に帰属します。

ただし、本学の業務に従事するため雇用契約を締結した場合や、研究活動への参画に際して職務発明に沿った取り扱いを受ける旨の契約をした場合は、学園が知的財産を承継することとし、詳細はその契約によって決定します。

9 守秘義務

本学の知的財産の取り扱いに携わるすべての者は、その知的財産に関する事項を、必要な期間中、所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を負います。